



## 県立学校における教育活動等に係る感染拡大防止対策について

<p><b>令和4年2月8日（火）以降の対応</b> (R4.2.8教政第322号(通知)に基づく感染拡大防止対策)</p> <p><b>感染警戒【前期】</b></p> <p><b>1 学習指導に関すること</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各教科等の指導において、基本的な感染症対策を講じるとともに、特に感染リスクの高い教育活動は、基本的に実施を控える。感染リスクの高い活動については、実施を慎重に検討すること。</li> <li>また、1人1台タブレット端末を活用したオンライン指導等の充実により、学習活動の継続を図る。</li> </ul> <p><b>&lt;特に感染リスクの高い教育活動例&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各教科等に共通する活動として「児童生徒などが長時間にわたり、密集又は近距離で対面形式となるグループワーク、ディスカッション等」「近距離で大きな声で話す活動」</li> <li>音楽における「室内で児童生徒等が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」</li> <li>家庭・技術・家庭における「児童生徒等同士が近距離で活動する調理実習」</li> <li>体育・保健体育における「児童生徒等が密集する運動」「近距離で組み合ったり接触したりする運動」</li> </ul> <p><b>&lt;感染リスクの高い教育活動例&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>図画工作・美術や工芸等における「児童生徒等同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」</li> <li>理科における「児童生徒等同士が近距離で活動する実験や観察」</li> </ul> <p><b>2 学校行事の実施に関すること</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>修学旅行・遠足などの校外行事の実施については、緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の対象区域との往来は禁止とし、対象地域以外との往来については、当該地域の感染状況及び当該地域の自治体（教育委員会を含む）が定める対応方針等を十分に確認した上で、慎重に判断するとともに、実施の際は、感染症対策を徹底すること。</li> <li>その他の行事については、実施の必要性を認識しつつ、実施に当たっては、開催する時期、場所や時間、オンラインでの実施など開催方法等について十分配慮すること。</li> </ul> <p><b>3 部活動に関すること</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>活動時間は、平日2時間程度、休日3時間程度を原則とする。特に部活動に付隨する飲食等の行動が感染の要因となることのないよう指導を徹底すること。</li> <li>「密集する活動」や「近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動」、「向かい合って発声する活動」、「大きな声や激しい呼吸を伴う活動」は避ける。</li> <li>更なる指導の徹底       <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)開始前の検温の徹底</li> <li>(2)水分補給等を行う際には会話を控える</li> <li>(3)部室等の共有エリアの一斉利用を控える。</li> <li>(4)部活動開始前・休憩時・終了後の食事は避ける</li> <li>(5)終了後は速やかに下校</li> </ul> </li> <li>部活動ごとに「活動計画」と「感染防止マニュアル」を作成し、これらに基づいた活動を実施する。</li> <li>屋内の活動時は、可能な限り常時、困難な場合は30分に1回以上、2方向の窓を全開にし、換気を行う。</li> </ul> <p>※部活動の場面で感染拡大が見られた場合は、当該部活動の活動は「感染リスクが高い」と判断し、すべての学校において当該部活動を「休止」する。</p> <p>※感染拡大が見られた部活動と施設を共有するその他競技も「休止」を検討する。</p> <p>・県内外を問わず合宿は禁止する。</p> <p>・県外他校との練習試合や交流活動は禁止すること。また県内他校との練習試合等についても、基本的に実施を控える。</p> <p>・また、県外からの競技招待は原則禁止とし、オンラインによる指導等を検討する。</p> <p>・ただし、公式な大会やコンクール等については、主催者による十分な感染症対策が講じられていることが確認できる場合は、参加も可能。なお、参加する場合は、学校においても十分な感染症対策を講じる。</p> <p><b>4 研修及び出張に関すること</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教職員研修等については、オンラインでの実施又は会場を分散させるなど基本的な感染予防を徹底した集合形式での実施とする。なお、これらが難しい場合は、延期等とすること。</li> <li>緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域への出張は、原則禁止とする。なお、出張する地域の感染状況を十分に確認した上で、出張の際は、感染症対策を徹底すること。</li> </ul>	<p><b>令和4年2月10日（木）以降の対応</b></p> <p><b>感染警戒【後期】</b></p> <p><b>1 学習指導に関すること</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各教科等の指導において、基本的な感染症対策を講じるとともに、感染リスクの高い教育活動は、基本的に実施を控える。</li> </ul> <p>(同左)</p> <p><b>&lt;感染リスクの高い教育活動例&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各教科等に共通する活動として「児童生徒などが長時間にわたり、密集又は近距離で対面形式となるグループワーク、ディスカッション等」「近距離で大きな声で話す活動」</li> <li>音楽における「室内で児童生徒等が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」</li> <li>家庭・技術・家庭における「児童生徒等同士が近距離で活動する調理実習」</li> <li>図画工作・美術や工芸等における「児童生徒等同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」</li> <li>理科における「児童生徒等同士が近距離で活動する実験や観察」</li> <li>体育・保健体育における「児童生徒等が密集する運動」「近距離で組み合ったり接触したりする運動」</li> </ul> <p><b>2 学校行事の実施に関すること</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県外への修学旅行・遠足などの校外行事の実施は延期等とする。</li> <li>県内で実施する遠足・校外学習については、引き続き慎重に判断するとともに、実施の際は、感染症対策を徹底すること。</li> </ul> <p>(同左)</p> <p><b>3 部活動に関すること</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>活動内容等を精査し、活動時間は、平日2時間以内とし、休日の活動は、原則禁止とする。ただし、1か月以内に公式大会やコンクール等がある場合、または3月末までに開催される全国大会への出場が決定している場合は、休日3時間以内の活動は可能とする。特に部活動に付隨する飲食等の行動が感染の要因となることのないよう指導を徹底すること。</li> </ul> <p>(以下同左)</p> <p>・県内外を問わず合宿や他校との練習試合、交流活動は禁止する。 (削除)</p> <p>(同左)</p> <p>(同左)</p> <p><b>4 研修及び出張に関すること</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教職員研修等については、オンラインでの実施、あるいは延期等とすること。</li> <li>緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域への出張は、原則禁止とする。なお、対象地域以外への出張は、当該地域の感染状況及び当該地域の自治体（教育委員会を含む）が定める対応方針等を十分に確認した上で、慎重に判断するとともに、出張の際は、感染症対策を徹底すること。</li> </ul>
---	--